

浜長保険センター安全だより

令和 5 年 5 月 1 5 日
 浜長保険センター 第 7 8 号
 電話 079-246-2561
 FAX 079-246-2571



新年度が始まって既に1か月が経過しました。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類になり、基本的対策は個人の判断となりましたが、コロナウイルスが消滅したものではありませんので油断禁物です。ゴールデンウィークは、楽しく過ごされたでしょうか？ 皆さまにおかれましては、より一層、お元気にお過ごしのことと存じます。



先月、電動キックボードについて、一定の要件を満たすものは、「特定小型原動機付自転車」に位置付けられ、さらに特定小型原付車のうち一定の基準に該当するものは、「特例特定小型原動機付自転車」に区分されます。主な改正ポイントを再度説明します。

【主な改正ポイント】

	改正前(現在)	改正後(本年7月1日以降)
運転免許	○ 必要	× 不要
ヘルメット	○ 必要	任意(努力義務)
自賠償保険	○ 必要	○ 必要
ナンバープレート	○ 必要	○ 必要
速度制限	時速 30km	時速 20km
走行場所	車道のみ	車道、自転車レーン、路側帯
年齢制限	免許取得者	16 歳以上

1 特例特定小型原動機付自転車とは

特定小型原動機付自転車のうち、一定の基準に該当するものを「特例特定小型原動機付自転車」とし、歩道通行、路側帯通行等に関する交通ルールが定められました。

一定の基準とは、次の①から⑤のいずれにも該当するもので他の車両をけん引していないものをいいます。

- ① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させている。
- ② 最高速度表示灯を点滅させている間、車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないもの
- ③ 側車を付けていない
- ④ 走行中、ブレーキが容易に操作できる位置にある
- ⑤ 鋭い突出部のないこと



2 最高速度によって、走行場所が変わります

	制限速度	走行場所	識別灯火
歩道通行車モード	6km	歩道(自転車走行可能場所)、路側帯	緑色点滅
特定小型原付	20km	車道、自転車レーン、路側帯	緑色灯火

3 例外的に歩道等を通行できる

特例特定小型原動機付自転車は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所では、その歩道を通行することができます。ただし、歩道を通行するときは、その歩道の中央から車道寄り部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。歩道を通行するときは、歩行者優先で歩行者の通行を妨げることとなるときは、停止しなければなりません。

また、路側帯(歩行者用路側帯を除く)も通行することができます。



～7月1日から一定の基準の電動キックボードは、16歳以上の方は免許無しで運転OK！～